

総務委員会報告資料

令和 7 年 9 月 2 2 日

報告事項件名

頁

- 1 公文書管理条例制定検討に関する過去の経緯と今後の方針について・・・・・・・・・・ 2

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和7年9月22日

件 名	公文書管理条例制定検討に関する過去の経緯と今後の方針について
所管部課名	総務部総務課
内 容	平成29年度から公文書管理を条例として明文化することを検討し、平成30年6月に総務委員会において報告を行った。 その後、下記の理由により、条例制定を見送ることとしたが、見送りについて委員会への報告をしていなかった。 1 条例制定を見送った理由 (1) 条例制定の目玉で検討した「罰則規定」について、検察庁の見解により規程制定が困難になった。 (2) 当時、国・都における公文書制度改正の動向について報道があり、区独自の条例制定の見極めが難しい状況であった。 2 現在の状況 (1) 国の動き 令和4年に「公文書法施行令」等の改正により、紙文書の電子化推進や保存期間の見直しが進められた。 令和6年に「内閣府」より、「住民共有の知的資源の管理に関するルールは、住民自治の理念に基づき、住民の同意の程度が強い『条例』で定めることが望ましい。」との見解が示された。 また、住民の知る権利の確保や情報公開の重要性も改めて強調された。 (2) 区の体制 ア 公文書管理 「足立区文書管理規程」及び「足立区永年文書選定基準」「足立区電子化作成基準」などに基づき、国のガイドラインに沿った対応ができています。 イ 区政の情報公開 「足立区情報公開条例」に基づき、透明性の確保と区民への説明責任を果たしている。 3 今後の方針 区として公文書管理の方向性を整理し、現行の情報公開条例や文書管理規程との整合性を十分に確認しながら、条例化の検討を再開する。

	4 スケジュール（予定） 現状把握・課題整理 （令和8年4月頃まで） （１）現行の公文書管理規程・マニュアルの内容整理 （２）運用上の課題や改善点の洗い出し （３）他自治体の条例の調査・分析 検討の結果、条例制定の方針を決定した場合には、パブリックコメントの実施計画や条例制定時期なども含め、改めて総務委員会で報告する。
--	---

《参考》 公文書管理条例制定見送りに関する経緯

時期	内容
平成29年度頃～	1 国の森友学園問題等を契機に、公文書管理の透明性や説明責任の確保が社会的に強く求められていた。 2 当区においても、既存の「足立区文書管理規程（昭和60年4月1日施行）」に基づく公文書管理を内部規定等に留めず、条例を制定することにより、区政のより一層の透明性と区民への説明責任を果たすことを目指すため、公文書管理を条例として明文化することを検討（罰則規定を盛り込むなど、区独自性を出すことも検討）
平成30年6月15日	総務委員会報告 条例の骨子案や、条例制定のスケジュール（予定）を報告 （１）平成30年 9月下旬から10月上旬：パブリックコメント実施 （２）平成30年12月中：条例制定（平成31年4月1日施行） （報告資料は別紙のとおり）
総務委員会後	その後、国における公文書管理法の見直しが検討され、制度改正の可能性も高まったことから、条例制定は下記の理由から見送ることとした。 1 条例制定見送りの理由 （１）独自性の課題 条例制定の柱として検討した「罰則規定」について、検察庁から「罰則を規定するまでには至らない」との見解が示され、条例に区の独自性を示すことが困難となった。 （２）拙速性の課題 ア 国・東京都の制度と整合しない場合、区における文書管理運用に混乱を生じるおそれがあった。 イ 国・東京都の改正動向により、区独自条例が短期間で改正を迫られる可能性があった。

総務委員会報告資料

平成30年6月15日

件 名	「(仮称) 公文書管理条例」の制定に向けた取組みについて
所管部課名	総務部 総務課
内 容	1 趣旨 当区の公文書は「足立区文書管理規程」や「足立区文書保存年限設定基準」に基づき作成保有及び廃棄を行っている。 一方、国は平成23年に「公文書等の管理に関する法律」を施行し、同法第34条では「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とされている。 そのため、公文書管理を内部規程等にとどめず、条例を制定することにより、区政のより一層の透明性と住民への説明責任を果たすことを目指す。 2 条例の骨子(案) ・ 公文書(職務上作成した紙、電子データ、メール等)の定義を設ける。 ・ 第三者機関を設置。 ・ 公文書の保存年限は、第三者機関の意見を伺い、見直す。 ・ 公文書の廃棄は、目録を公表し区民の意見を聴いた上で処理する。 ・ 公文書の虚偽作成、改変等に対し、罰則を設ける。 3 今後の予定 ・ 平成30年8月中旬 総務委員会へ条例案報告 ・ 平成30年9月下旬～10月上旬 パブリックコメント実施 ・ 平成30年12月中 条例制定(平成31年4月1日施行) ・ 平成31年1月～3月 規則の制定、職員への周知
問 題 点・ 今後の方針	・ 情報公開条例との関係性に留意する。 ・ 規則は、公文書管理条例の内容と、足立区文書管理規程や足立区文書保存年限設定基準を照らし合わせながら制定する。